

平成 29 年度 住宅建築技術高度化・展開推進事業

住宅建築技術高度化・展開推進事業
(住宅建築分野の産業の海外展開の推進に関する事業のうち住宅整備制度構築に
資する技術の提供、住宅整備プロジェクトに対する提案)
を行う補助事業者の募集についての公示

平成 29 年 7 月 20 日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

平成 29 年度住宅建築技術高度化・展開推進事業のうち住宅建築分野の産業の海外展開の推進に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

住宅建築技術高度化・展開推進事業

(住宅建築分野の産業の海外展開の推進に関する事業のうち住宅整備制度構築に資する技術の提供、住宅整備プロジェクトに対する提案)

2) 事業目的

住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、産業の海外展開の取組みを総合的に推進する。

3) 事業内容

住宅建築分野の産業の海外展開の推進に関する事業

2. 公募期間

平成 29 年 7 月 20 日(木)9 時 00 分～平成 29 年 8 月 31 日(木)18 時 00 分

(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制を有していること。

- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) 以下に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - a. 複数の者によって構成される協議会
 - b. 契約に基づき複数で共同して調査を実施する者

4. 公募対象事業

住宅建築分野の産業の海外展開の推進の観点から必要となる、外国政府から我が国への要請等に基づく取組で次に掲げるいずれかに関するものであること
(対象国例：ミャンマー、インド、インドネシア、カンボジア 等)

- a. 住宅整備制度構築に資する技術の提供（住宅関連技術の紹介、市場ニーズに応じた技術開発、施工や管理のための人材育成 等）
- b. 住宅整備プロジェクトに対する提案

5. 補助金の額

当該事業に要する経費の2分の1以内の額とする。なお、1事業あたりの補助対象となる経費は、原則として2,000万円までとする。

6. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成29年7月20日(木)9時00分～平成29年8月31日(木)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅政策課

7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成29年8月31日(木)18時00分まで（必着）

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅政策課

(3) 方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅政策課 石島、折口

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1627

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、F A X等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目(事業の目的・必要性・事業内容・事業効果・実施体制)の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。